

○消費税及び地方消費税の申告と納税

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税は、3月31日(火)迄です。

◆消費税の確定申告をしなければならない方

- ① 平成24年分の課税売上高が1千万円を超える事業者
- ② 平成24年分の課税売上高が1千万円以下の事業者で、平成25年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出する事業者
- ③ ①、②に該当しない場合で平成25年1月1日から平成25年6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1千万円を超える事業者

※平成24年分の課税売上高が1千万円を超える方は、平成26年中に課税売上や課税仕入がある場合、当該課税売上高が1千万円以下であっても消費税及び地方消費税の確定申告が必要になります。

振替納税制度のご利用を

所得税及び復興特別所得税や個人事業者の消費税(地方消費税を含む)の納税の方法に、振替納税制度があります。この制度を利用すれば、金融機関の預貯金口座から振替によって、納税することができるので、手間が少なく済みます。新たに振替納税制度を希望される場合は、税務署又は預貯金先の金融機関に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

納税は期限内に！

確定申告による所得税及び復興特別所得税の納期限は申告期限と同じ3月16日(月)です。期限内に納税をお済ませください。また、振替納税を利用している方は、あらかじめ指定された預貯金口座の残高を確認しておいてください。納期限を過ぎますと、延滞税が必要となりますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】 阿南税務署 ☎0884-22-0414

◆税務署からのお知らせ

税務職員を装った者からの不審な電話にご注意ください！

■ 国税局や税務署の職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高、口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

※ 不審な電話があった場合には、即答を避け、①相手の所属部署、②氏名、③電話番号を確認した上で一旦電話を切り、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 阿南税務署総務課 ☎0884-22-0414

